

大袋駅自由通路内行為の許可に係る運用基準

越谷市大袋駅自由通路設置及び管理条例（平成26年条例第9号。以下「条例」という。）及び越谷市大袋駅自由通路設置及び管理条例施行規則（平成26年施行規則第13号。以下「規則」という。）に定めるものの外、大袋駅自由通路内の行為の許可について必要な事項を定める。

1) 許可の区域について

規則第2条に定める行為の許可の区域は大袋駅自由通路2階の一部の3区画（別図のとおり）とする。

2) 行為の許可基準について

条例第5条に規定したものとするが、次のいずれかの事項に該当する場合は、許可することが出来ない。

- ・人の名誉を毀損し、又は侮辱するおそれのあるもの
- ・明白に虚偽の事項を記載したもの
- ・公共の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・美観、景観を損ねないもの
- ・法令の規定に違反するもの
- ・その他市長が不適當と認めるもの

3) 行為の許可基本条件について

行為を許可するにあたり、下記条件を遵守すること。

- ・トラブル等が発生した場合は、責任をもって処理をすること。
- ・公益上、管理上の必要が生じた場合は、使用の許可を取り消すことがあります。
- ・使用している期間は、許可書が見える場所に掲示しておくこと。

4) 使用期間について

- ・使用期間は1ヶ月以内とする。

5) 使用料について

使用料は、規則第6条に定めるものとする。

1区画当り1日につき、3,200円

6) 使用料の減額及び免除について

越谷市行政財産の使用料に関する条例（平成23年条例第24号）第5条に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- ・国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため行政財産を使用するとき。（免除）
- ・災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設の用に供するため行政財産を使用するとき。（使用料の100分の50に相当する額の減額又は免除）

- ・その他市長が特別の理由があると認めるとき。（市長が相当と認める割合による減額又は免除）

7) その他事項について

電気を使用しようとする場合は、別途協議を要します。